

令和6年8月 定例会

新潟東港地域水道用水供給企業団  
議 会 会 議 録

( 第 1 号 )

新潟東港地域水道用水供給企業団議会

# 議 事 日 程

令和6年8月2日 午後3時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 報 告  
出納検査の結果について
- 日程第4 議案第3号及び報告第1号  
(企業長 提案理由説明)  
(監査委員 決算審査説明)
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 議 員 派 遣

新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会議事録（第1号）		
開 議	令和 6 年 8 月 2 日 午後 3 時 00分	
散 会	令和 6 年 8 月 2 日 午後 3 時 41分	
出席議員	氏 名	氏 名
	平 松 洋 一	
	荒 井 宏 幸	
	渋谷 明 治	
	松 下 和 子	
	小 泉 仲 之	
	若 月 学	
	宮 本 佳 太	
	長 島 徹	
	栗 原 博 久	
	青 木 順	
欠 席 議 員	宇 野 耕 哉	
職務のため 出席した者の 職氏名	総務係主事 星 野 友 哉	
	総務係主事 藤 井 海 人	
説明のため 出席した者の 職氏名	企 業 長 中 原 八 一	
	監査委員 若 月 学	
	事務局長 下 川 康 介	
	事務局次長 永 島 健 一	
	事務局次長 佐 藤 健 太 郎	
	総務係長 渡 邊 英 樹	
議事日程	別紙のとおり	





## [中原企業長 提案理由説明]

○企業長（中原八一） 令和6年8月議会定例会にあたり、企業団の事業運営に関する所感の一端を申し上げますとともに、本日提案いたしました議案の概要について説明を申し上げます。

はじめに、事業運営につきましては、「新潟東港地域水道ビジョン」の基本理念である「安心を未来へつなぐ広域水道」の実現に向けて、その取り組みを10ヶ年計画で示した「マスタープラン2021」に基いて進めております。昨年度の令和5年度をもって、前期計画期間が終了し、評価・検証を行った結果、概ね計画通りに進められており、これもひとえに議員各位並びに構成団体の皆様の格別なご理解とご支援の賜物と、深く感謝申し上げます。

今後につきましては、前期計画期間の結果を踏まえ、見直しを行った「マスタープラン2021」に基き、計画的に諸施策を実施し、人口減少などにより給水収益の減少が見込まれる中で、施設規模の適正化を図るなど、更新費用や維持管理費の節減に努め、健全な経営基盤を強化するとともに、清浄な水の安定供給に努めて参りますので、引き続き議員各位並びに構成団体の皆様からのご指導、ご助言をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第3号は、「令和5年度事業会計利益の処分及び決算の認定」についてです。

令和5年度事業会計の決算につきましては、監査委員の意見書を付けて、議会の認定をいただくとするものです。その決算の概要について説明いたします。

はじめに「収益的収入及び支出」についてです。

収入は、9億5,325万円余となり、その主なものは、営業収益では、給水収益、営業外収益では、国庫補助金にかかる長期前受金戻入、特別利益では、東京電力ホールディングス株式会社からの損害賠償金であります。一方、支出は、8億4,264万円余となり、その主なものは、営業費用では、施設の運転・維持管理費、人件費、減価償却費、営業外費用では、企業債利息、特別損失では、浄水汚泥等対策費となります。以上、収入から支出を差し引きました、8,895万円余の純利益を確保することができました。

次に、「資本的収入及び支出」についてです。収入はなく、0円、一方、支出は3億8,694万円余となり、その主なものは、工事費等の建設改良費、企業債償還金です。なお、収支の不足額3億8,694万円余は、過年度損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金により、補てんをいたしました。また、補てん使用した積立金1億6,141万円余は、議会の議決を得て、資本金への組み入れを予定しております。

次に、利益の処分について説明いたします。令和5年度純利益8,895万円余につきましては、議会の議決を得て、減債積立金に2,230万円、残りの6,665万円余を建設改良積立金として、処分を予定するものです。

次に、報告第1号「資金不足比率の報告について」です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基き、公営企業においては資金不足比率を算定のうえ、議会に報告し、公表することになっております。令和5年度決算の資金不足比率は、算定の結果、0%です。この結果について、監査委員の意見を付してご報告を申し上げます。

以上、提案いたしました議案並びに報告について、説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小泉仲之） 引き続き、監査委員の説明を求めます。

[若月監査委員 決算について説明]

○監査委員（若月学） 令和5年度事業会計決算審査の結果について、ご報告いたします。

令和5年度決算については、決算内容や事業の執行について、決算書類が関係法令に準拠して作成されているかどうか、また、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかどうかを検証いたしました。その審査結果の内容は、お手元の決算審査意見書のとおりであります。計数は正確で表示も執行も適正であると認めました。

以上で、決算審査報告を終わります。

○議長（小泉仲之） ただいまの企業長及び監査委員の説明について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 質疑なしと認めます。

ただいまから、討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 討論はないものと認めます。

○議長（小泉仲之） それでは採決をいたします。議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決及び認定されました。

---

## 日程第5 一般質問

○議長（小泉仲之） 次に、日程第5、一般質問を行います。

栗原博久議員の一般質問を許可します。

[栗原議員 一般質問]

○栗原博久 ただいまご了解いただきましたので、質問させていただきます。先ほど若月監査委員から企業団の監査について説明されておまして、私もその一員として監査をさせていただきます。

したので、それについてはご異議ございません。ただ、私は前回は質問させていただきましたけれども、初めから監査委員であったら質問しないのですが、途中から監査委員になりましたので、その経緯を踏まえながら質問させていただきたいと思います。

監査というものはですね、やはりちゃんと証憑書類を見てですよ、そしてまた出納簿を見て、全部見てから監査しないとだめだと。私がこの監査委員になりましたら、何らそれに付するものがなかった、それで私、監査はできないです。監査委員を辞職しますと事務局に申し上げました。よって翌月から私の要求する書類を提示していただきました。それは若月議員もよく承知しております。それらを踏まえながら質問させていただきます。

まず監査というのはそもそもですね、やはりすべての帳票書類を見ながら、そして一番大事なことは現金が通帳から出ているか、それと事務局が出す書類を照合することによってそれは可能なわけでありまして、何としても現金出納簿を見なきゃならんと、私は現金出納簿を見ながら、その収入について疑義はないです。ちゃんと収入はあるんです。あるけれど、計画の経緯、例えば私がこれから申し上げるのは給水です。ここから各市町村の、新発田市、新潟市、明和さん、そして聖籠町に送っているわけですから、そこから毎月金が入って来るわけです。その金と実際の数字はどうなのか、それを見ますと明和さんと聖籠町にちょっと私疑義がございますから、それで私は今回ここで質問をさせていただくわけでありまして。事務局からも当然答弁をお願いしたいと思っています。

また、もう一つは、当企業団はですね、全国で稀なところに水を配給しております。それは明和さんであります。明和さんは2009年から地方公営企業法という法律があるわけですが、本来ならばその公営企業法に準拠しながら、そしてその企業法の中には第2条の第1項水道事業があるんですが、その水道事業というものは公営なんだと。しかしながら、2009年に前の東港臨海水道企業団が解散してですね、明和さんに売却したと、これに私はですね、実は大変疑念を持っているということなんです。と申しますのは当時、泉田さんが知事でありますから、彼がですね、あの当時振り返るとですね、東港のターミナルですか、あそこでクレーンですね、あれを民間にやりました。そしてまたLCの関係で船をですね、やってそれを一度は失敗してですね、そしてもう終わっている。

もう一つは、私は泉田さんにも言ったんですけど君は何やってたんだと、それは太陽光ですよ。太陽光で各市町村やれるの無いから皆太陽光ですよ。それで結局は太陽光やるというって各市町村長全員並んでやったんですよ。まあうちの町長さんはあの頃やってませんでしたけどもね。そしてそれそっくりですね民間にとられたんです。そうしたら民間連中がぼろ儲けしている。それやはりその泉田氏の失態だと本人に会って申し上げました。お前何やってたんだと。そのことで彼は途中で知事を辞退する羽目になったと私は推測しているわけです。同じようなことで私はこれから質問をしますことについてですね、あくまで公営企業法の法律に準拠しながら、果たして明和さんに適切にやったのかと、私がそう思うのは何故かといいますと、これから東港が発展せねばなりません。うちの町長もこれからクルーズ船とか色々呼んでくる。ところがですね、水の金が、水道料が高ければ来ないんですよ。あれだけ大きな船でありますから、ごそつと水を買うんですよ。私も実はカナダでホテルを経営しているんです。港にあるので聞くとクルーズ船は水が安いところに寄るんだと、膨大な水を使うわけですからね、高いところには来ませんわね。そうしますと、明和さん一生懸命努力はしているのですが、しかしながら水のお金の水道料が高い。2倍

以上だ2倍以上。今この新潟県の水道料金を見ますと、新発田市も新潟市も頑張っておりましてですね、平均より安いんですよ。ところがやっぱり工業用水、この東港とかこういうところが高いんですよ。これはですね、今まで果たして正しかったのかということをお願いながらこれから質問をさせていただきます。

今日ですね、うちの町長も熟知していることを申し上げますけれどもご勘弁してください。今日は企業長がおられますからご質問を申し上げますが、今この企業団はですね、職員が20名いらっしゃる。そして2名のですね臨時職員がいらっしゃるって合計22名で構成されてまして、その内6名が新潟市から出向されてきている。それはそれでいいんです。

しかしながらですね、聖籠町にもあるいは新発田市にも優秀な職員がおられるわけですから、そこから職員も来なきゃならん。

まず私が申し上げたいことは聖籠町なんです。今聖籠町長びっくりすると思うんですけども、今までですね聖籠町との意思の疎通が無かったと。そうしますとですね、水道量の配水について基本料金があるわけですよ。それを本来初めからこれだけ決めれますよとなっているんだけど、聖籠町がですね、実際使っているよりも多くの契約をしているんです。それは数字は私は後で申し上げますけど、聖籠町は過去50年間、約3億5千万から4億の過払をしています。水道料金ですね。職員が勉強して、そして企業団と連携を密にしていればそうしたことはないんですよ。新発田市も新潟市もだいたいトントンだ。ところが聖籠町はですね、実際に使わない以上のものを契約をしている。それに23円30銭を払っている。そうすると私の暗算だけでもですね、まあ3億5千万から4億ぐらいいは無駄な金を払っている。

それはまた明和さんについてですね。明和さんは水は使っていない。使っていないけどですね、過剰な金を払っているんですよ。そうすると結局はですね、明和は他所より高い水道料をもらっているから、別に屁とも思わない。だから先ほど今後の料金について維持されていく。維持されるけど、そういう歪なものを認めながらやるんじゃなくて、適正にやった場合は果たしてトントンになるかどうかという疑問はありまして、それは一般質問に付して私は質したいと思っています。

そういう中で、今日は企業長さんがお越しでございますからお聞きしたいのでございますが、今6名の職員がここに来ますとだいたいトップクラスで呼ばれる。それで年次で交代するわけですよ。やっぱり私はこういう企業団はですね、プロパーがちゃんともっと責任のある立場であって、そして私ども聖籠町も新発田市の職員もおられるわけですから、そもそも新発田市と聖籠町から職員をだしていない。そのくらいは新発田市、聖籠町の負担じゃないわけだ。年末にちゃんと返すわけですからね。別に聖籠町や新発田市も財政負担になるわけではないんです。ぜひですね、企業長から人事についてですね、やはり各市町村に応じたですね、職員の派遣についてご配慮いただけないかと、それをまずご質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小泉伸之） ただいま栗原議員から企業団職員の構成の適正化についてという内容について一問一答の質問がありました。答弁を求めます。

○議長（小泉伸之） 中原企業長。

〔中原企業長 登壇〕

○企業長（中原八一） 栗原議員のご質問にお答えをさせていただきます。栗原議員ご指摘の通り、令和6年4月1日現在、当企業団で従事しております職員数はプロパー職員15名、新潟市水道局から派遣者6名の計21名となっております。そのうち、企業団プロパー職員につきましては、年齢構成が若いということもありまして、新潟市水道局からの派遣者は主に、ご指摘のとおり、事務局長や次長、係長などが役職者となっております。新潟市以外の構成団体からの派遣や相互交流につきましては、東港地域の水道事業を円滑に持続させるためには有意義なことであると考えておりますが、新発田市、聖籠町におきましては現時点では技術系職員の確保に苦慮していると、こうした事情もございますので、今後も派遣や相互交流等の協力を得られるように協議を行って参りたいと考えております。

○議長（小泉仲之） 栗原議員。

○栗原博久 企業長ありがとうございます。そういう風に交流すれば、例えば聖籠町においても、ちゃんと企業団の運営とか数値が分かれば、そんな過剰支払いはしなかったと思うんですね。そういうことで、聖籠町と企業団との人事交流、特にもうそこはうちの町ですから、当然目の先にいるのでここに来ないのが大体悪いんでありましてですね、それについて是非とも今中原企業長さんから明確なご答弁いただきましたので、ぜひそういうことを実行していただきたいと思いません。

次にマスタープラン2021の見直しについてであります。ご承知のとおりこのプランでは、水の安全対策について記している。人間は水を飲まなきゃどうにもなりませんし、やはりちゃんとした水を飲むことによって健康な体が維持されるわけでありましてですね。

しかし、今そういう中ですね、PFASが大変問題になっております。この問題について、要するに有機フッ素化合物であります。これはまあ計り知れない害毒を持ってなかなか消却しきれないということですが、それについて今日はこのプランを見ますとですね、企業団の職員の方々が一致結束して取り組んでいるので大変ありがたいと思っております。

実は私なぜこのことを申し上げましたかと言うと、かつて加茂市ですが、加茂川のすぐ山から降りて来る水を飲む人と、信濃川の水を飲む人がおられるんです。加茂川の水は山の水でございますから危険物入ってない、信濃川の水は、千曲川から新潟に来るまでの間に水が田んぼに入ったり出たりして、そこに除草剤とかMO粒剤というのがありまして、それが胆のうがんの発生があるということで、当時新潟大学の衛生学の教授が手を挙げたんです。誰も取り上げなかったんで、私国会でこれを一生懸命取り上げまして、CNPが原因だということで、その粒剤は使用禁止となりました。後日わかったことなただけ、ダイオキシンだったということなんです。しかし、あとの治験ですね、中にはいや、胆のうがん関係ないんだと、要するにどういうことかという女性胆のうがんの発症率が、加茂市ならば山間地の町中の水を飲んでる方と比べてですね、五反田の方の信濃川の水を飲んでる方が4倍から5倍の胆のうがんの発症があるというそういう指摘があったんですね。こういう問題もありました。

あるいはまた、鹿瀬町ですね深戸というところがある。そこにですねカドミウムがあると。そ

の時は新聞紙上もう大騒ぎしました。特に新津のですね、満願寺のところにも水が入って来るわけです。ここだって当時、馬下から水が来ているわけですからね、カドミウムがあるということは大変だということで、イタイイタイ病でありますからですね、それがいつの間にかさっぱりわからなくなってきたと。だから私はですね、この私どもの企業団で一生懸命ですね衛生管理をチェックしておりますので、そういうことについてどのようにして今後取り組んでいただくのか、そういうことについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小泉仲之） 下川事務局長。

〔下川事務局長 登壇〕

○事務局長（下川康介） 栗原議員のマスタープラン2021見直し版の基本的な考え方及びただ今の水質問題についてお答えいたします。

まず、マスタープランでございますが、当企業団では令和2年度に10カ年を計画期間とする水道事業マスタープラン2021を策定し、計画的に水道事業経営に取り組んでまいりました。人口減少や節水機器の普及等により水需要が減少傾向にある一方、施設の耐震化や送水管路の更新事業に備えるために多額の借金を要するなど、水需要を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。そのような背景から事業を安定的かつ持続的に進めるため、計画策定から3年を経過した時点における施策の取り組み状況を分析・評価するとともに、浮かび上がった課題に対する改善施策について検討し、その結果を踏まえて年間計画の見直しを行っております。今後も安全・強靱・持続の基本に沿って、実施する施策を着実に推進し、将来にわたって持続的に運営できる水道用水供給事業の実現に努めてまいります。

また、先ほどのPFASの問題につきましては、令和2年5月厚労省より水質汚濁にかかわる要監視項目に指摘されました。河川等における暫定的な目標値として、PFAS・PFOAの合算値で1リットル辺り50ナノグラム以下と設定されています。この企業団は阿賀野川からの取水となっておりますが、この企業団の対応としては令和3年度より阿賀野川の原水、浄水と供給末端である中央調整池、これは新発田市にございますが、この3地点において、年4回外部委託による検査を行っております。検査結果についてはいずれも目標の10分の1以下を下回っており、安全な水道水を供給しているのが現状でございます。以上です。

○議長（小泉仲之） 栗原議員。

○栗原博久 的確な答弁をいただきましたけど、やはり県当局とかですね環境省とよく十分連絡取り合ってますね、やはり我々の地域は今でも水俣病の問題でまだ裁判をやっているわけですからやはりまあ水俣も魚とれないからすぐは分かりませんが、先ほど申したカドミウムの問題も過去あったわけですからですね、それも踏まえてぜひ安全な水を供給するように。まあ、皆様も受けて、新潟市は約3万戸の世帯が阿賀野川から右岸がこの水を飲んでおりますし、それから聖籠町は約5千戸の世帯が飲んでおられますね。新発田市はうちからも水がいつてますけれど、加治川の水がたまに混ざりますからね、実際どのくらい飲んでいるかというのは明白な戸数はでないら

しいんですが、ぜひひとつ安全な水を供給するように鋭意努力していただくようお願いしたいと思います。

次に、先ほど申し上げましたが、この企業団では、お分かりのとおり、当初出来てから40、50年近い経緯があるわけでありますが、企業団を創る時にですね、あんたのところはいくら水出すんだと割り当てをして、それに基づいて経営計画を作ったと思うんですね。同時にその中で東港臨海水道企業団がございまして、当時は聖籠町と、そして新発田市ですか、新潟市、太郎代浜が入ってますから、しかし、経営がうまくないってことで、そしてそれをですね、官から民へやっただと。全国でここだけなんですね。官から民へやったのは、これもやはりいろいろ注目されております。しかしながらその水道料金を決定するについてですね、地方公共団体が関与できないと思うんですね。公営企業法がありますけど、明和さんの好きなような形で決定されるんじゃないかなろうかと。だから2倍から3倍の金額になっているんじゃないかなと。それが東港の足かせになっているのではなかろうかと。やっぱり企業が来るんだったら、水を必ず使うわけですから、その水が高ければ。まあ水がすべてじゃありません。しかし、その企業がでるときには、色々なファクターが出てくる。ファクターの中で水が高ければ、少しでもおかしければ、企業はあんなに水の高いところにはいつてられないと。やっぱり今、お分かりの通り、半導体は多量の水を使うわけですから、そりゃまあ工業用水を使うけど、やはり水となるとですね、やはり高いとなるとですね、いやあ東港にいつてられないよと。

先ほど申し上げた通り、これから東港のうちの聖籠よりのところに、クルーズ船の外国航路をこれから誘致しよう。ところが水が高ければ、いやいやそんな東港寄らんであれだなあ秋田の方の港がいいと。だから私はまあそれはそれでねと思うけど、私がカナダのホテルの連中から聞いたことを頭に入れておくそうですね、新潟にはさっぱり泊まりませんがね。秋田とかね、青森とか、金沢とか、富山に泊まる。新潟にはさっぱりとまりませんがね。中原市長さんが一生懸命、新潟を盛り上げようと、佐渡金山だから新潟も補助金を出してですね、泊まる額半分も出してと、もう血の滲む努力をされておっても、他から見たらあの港へ行ったら金が高いなと。そういうことだと。明和さんも企業ですからね、明和さんは水の他に自分で配管など色々やっているからメリットがあったと思うんですよ。ここにそれを修正するようなこともですね、やらなきゃならんかなろうかと。明和さんに対して強力でですね、関連市町村長がですね、やはりそれは経費がかかっているのはわかる、しかし水道料金をちゃんと適正にやってくれと。そういうことをやはり指導してやらんといかんと。

その役がですね、実は企業団です。企業団ですよ。それでお聞きしたいのですが、先ほど私は詳しい数字は申し上げません。事務局から問いますが、聖籠町に対するですね、適正にですよ、ちゃんと計画水量を。聖籠町は使っている以上のものを出してますよね、実際使っているよりも。だから聖籠町がちゃんとしてですね、自分のところで使う水量をわかって、そしてちゃんと、当然その計画水量に対して基本料金23円いくらかかかるわけで、これが高いから上回る。

もうひとつは、私がこの前監査で見て、これはおかしいと思ったのは、明和さんに対する支払額がですよ、量が少ないのに聖籠町より多かった。これはなんだということで私は何だと思って問い合わせたのですが、今事務局でとらえているその矛盾点、その確かな違い。しかしながら企業体は守っていかなければならない。収入をもらうものはもらってですね、私どもももらわないといけない。ただもらうにしても、その裏付けがはたして正しいんだろか。公営企業体ですから、

当然やはり公営企業体としての任務もあるわけです。それについて事務局はどのようにとらえていますか。明和に対する問題と、それから聖籠町に対することをご説明してください。

○議長（小泉仲之） 佐藤次長。

〔佐藤次長 登壇〕

○次長（佐藤健太郎） ただいまの栗原議員のご質問にお答えします。

水道料金の賦課に対する改訂等の経緯と各市町等への算定計算方法について、お答えします。料金の賦課に対する改定は、算定期間を3から5年ごとに見直しを凶っております。

令和5年度は現行料金の最終年度であったことから、当企業団の事業計画や構成団体から提出された水需要計画を踏まえ、令和6年度以降の料金を検討しました。その結果、料金単価は現行単価である、基本料金単価23.3円、基本水量単価11円を据置くことといたしました。この現行料金単価は、平成16年度に料金改定を行ってから、20年が経過しております。

料金の算定方法についてでございますが、当企業団が各構成団体に対して賦課している水道料金には、基本料金と使用料金があります。

基本料金は、各構成団体が当企業団と契約した基本水量に基本料金単価23.3円を乗じて、さらに月の日数を乗じ、消費税を加えた額となります。

また、使用料金につきましては、月に使用した水量に使用単価11円を乗じ、消費税を加えた額となります。この基本料金と使用料金の合算を各構成団体様にご請求をしております。

供給量の予算につきましては、各構成団体から申請されました水量ですので、供給量実績の差につきましては、構成団体の考えた水需要予測となりますので、当企業団は申込水量につきましては関与することが出来ません。

基本水量の実際の乖離というご質問でございますが、聖籠町さんの7,000m<sup>3</sup>の基本料金に対しまして、概ね4,000m<sup>3</sup>を切る日平均量がでております。これにつきましては、基本料金7,000m<sup>3</sup>から6,000m<sup>3</sup>に減量した場合、1,000m<sup>3</sup>の減量について、年間850万円の私共の収入の減という結果になります。また、給水開始以来41年間聖籠町さんに料金をいただいておりますが、その結果は概ね3億4,800万円という結果でございます。

また、明和工業さんにつきましては、現在10,000m<sup>3</sup>の契約水量、これに対しまして、日平均供給量が年間で1,700m<sup>3</sup>でございます。これにつきましては、10,000m<sup>3</sup>から8,000m<sup>3</sup>の大幅減ですが、この申し出があった場合、皆様と協議しながら進める話でございますが、8,000m<sup>3</sup>減を例にとった場合、概ね年間6,800万円の私共の収入の減となります。また、今まで明和工業に41年間給水をして参りました。そのことを今の6,800万円を掛けますと、27億8,900万円。この額が明和工業から基本水量として減量しない時の水量をいただいているという結果でございます。以上でございます。

○議長（小泉仲之） 栗原博久議員。

○栗原博久 今事務局から説明ありましたとおりですね、まず聖籠町はですね、多く見積もって4億ですよ。低くても3億4千万過払してるんですよ。過払い。それから明和さんもですね、高い料金をとっているから、このくらい高く払っても採算合うからあまり文句言わなかったと。これが実態なんですよ。こういう実態が無視されながらですね、マスタープランこれから運営されて

いくわけですが、おそらく事務局の人も大変だと思うけれども。すみやかにですね、経営をやる場合は、収入がちゃんとあるからまあこうしてあるけど、これが崩れたら前の東港臨海水道企業団と同じ道を歩みますよ。こういうことを暗黙でやっているからこそですね、本企業団の用水供給企業団は維持されるんですよ。これ全部けつまくってやったら、この企業団だって維持されませんがね。早急にですね、これを今事務局は認めました。早急にこれを正しい方向になるように。私も議員を私はここで年がいっぱいとおもったら渋谷さんが俺より上らしいんだけど、伊達でもってバッチ着けているわけないんだ。我々議員は勉強しなきゃ勉強。勉強しないでただここへ来てはいい、わかりました。それでは私は議員でないと思いますよ。私は思っています本当に。やっぱり今までやってきたならば、それを精査してもらわなければさ。失礼なことじゃないよ、本当のことを言ったんだから。それを私は最後に質問として問いただしています。私が申し上げたことを企業長もよくお分かりになったと思いますので、十分今後についてご検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小泉仲之） 栗原議員にお尋ねします。これは再質問でしょうか。それともご意見ですか。

○栗原博久 いやいいです。質問しません。

○議長（小泉仲之） はい、わかりました。以上で一般質問を終わります。

---

## 日程第6 議員派遣について

○議長（小泉仲之） 次に、日程第6、議員派遣を議題といたします。

これは、地方自治法第100条第13項の規定に基づき議会が議員を派遣することについて会議規則第93条の2の規定による議決を得ようとするものであり、内容はお手元に配布の議員派遣書のとおりであります。

○議長（小泉仲之） ただいまから、討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 討論はないものと認めます。

○議長（小泉仲之） それでは、議員派遣を採決いたします。お手元に配布してあります議員派遣書のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） ご異議なしと認めます。したがって議員派遣書のとおり決定をいたしました。

---

○議長（小泉仲之） これで本日の日程は、全部終了いたしました。  
以上で、令和6年8月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。

午後3時41分閉会

招集年月日	令和 6 年 8 月 2 日
開会の時刻	令和 6 年 8 月 2 日 午後 3 時 00分
閉会の時刻	令和 6 年 8 月 2 日 午後 3 時 41分
会 期	令和 6 年 8 月 2 日 より 令和 6 年 8 月 2 日 まで 1 日 間

以上会議のてん末を承認し、署名する。

令和6年8月2日

新潟東港地域水道用水供給企業団 議会議長 小泉 伸之

同 署名議員 渋谷 明治

同 署名議員 長島 徹